

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令案（仮称）（沖縄弁護士に関する政令部分）

規制の名称：沖縄弁護士名簿への登録取消し事由（沖縄弁護士に関する政令第4条）

規制の区分：新設，改正（拡充，緩和），廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：法務省大臣官房司法法制部司法法制課

評価実施時期：令和元年7月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に

	<p>対する負の影響)が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3 か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

沖縄弁護士（注）については、弁護士と同様に、沖縄弁護士業務に関する依頼者等の保護の観点から、沖縄弁護士に関する政令において弁護士法上の弁護士の欠格条項を準用する形で、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）を沖縄弁護士名簿への登載取消し事由としてきた。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されていること等を踏まえ、弁護士については、その欠格条項から成年被後見人等が除外されることとなった。

本改正により規制内容の変更を行わない場合、沖縄弁護士については、成年被後見人等の権利制限が設けられている状況が続くこととなるため、現状の制限が設けられている状況をベースラインとする。

（注）沖縄弁護士とは、沖縄の本土復帰の日の前日において沖縄の法令の規定による弁護士である者で、弁護士法第4条等の規定による弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会に備えた沖縄弁護士名簿に登載された後、沖縄県の区域内等において活動を行うことができるとされた者のことである（沖縄弁護士政令第1条）。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

（1）規制緩和措置の内容

弁護士について、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、その資格制度自体は見直さないものの、欠格事由から成年被後見人等を削除することとされた。これに伴い、弁護士法における弁護士の欠格条項に関する規定を準用して定めている沖縄弁護士名簿への登載取消し事由からも、成年被後見人等を削除し、個別審査規定（法務省令で別に定める、心身の故障により沖縄弁護士の職務を適正に行うことができない者として判断する規定。以下同じ。）を新設する。

（2）規制緩和措置の必要性

沖縄弁護士の業務は、地域的な限定があることを除けば弁護士が行うことができる事務と同様であり、弁護士の欠格条項が見直される趣旨は、弁護士と同様の職務を担う沖縄弁護士にも当てはまることから、沖縄弁護士についても、沖縄弁護士名簿への登載取消し事由から成年被後見人等を削除する必要がある。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

個別審査規定を新設するに当たり、日本弁護士連合会において沖縄弁護士が当該規定に該当す

るかどうかを審査する費用が想定されるが、元来、日本弁護士連合会は弁護士法の個別審査規定に基づいて弁護士を審査しており、本改正によって新たに対象となる沖縄弁護士は平成30年度末時点で8人とどまることも考え併せると、「遵守費用」は僅少である。

- ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意
特段発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

成年被後見人等の欠格事由を削除して個別審査規定を設置するものであることから、特段想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

—

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

本規制については、施行から5年後（令和6年目処）に事後評価を実施する予定である。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

本規制で新設された個別審査規定によって審査された件数を指標とする。